［略］	［略］
黒羽刑務所　千葉刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　高松刑務所　大分刑務所	総務部　処遇部　分類教育部　医務部
［略］	［略］

2　［略］

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］	［略］	［略］
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　東京拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
［略］	［略］	［略］
岡崎医療刑務所　北九州医療刑務所	保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
	医療第二課	身体疾患の医療に関すること。
大阪拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	外科系身体疾患の医療に関すること。

（支所に置く課及び所掌事務）

第二十九条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　札幌拘置支所	庶務課	一　第四条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務
釧路刑務支所　仙台拘置支所		
福島刑務支所　宇都宮拘置支所		

［同上］	［同上］
宮城刑務所　黒羽刑務所　千葉刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　大分刑務所	［同上］
［同上］	［同上］

2　［同上］

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　［同上］

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］	［同上］	［同上］
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　東京拘置所　大阪拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患並びに内科系身体疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	外科系身体疾患の医療に関すること。
［同上］	［同上］	［同上］
岡崎医療刑務所　北九州医療刑務所	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］

［項を加える。］

（支所に置く課及び所掌事務）

第二十九条　［同上］

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　札幌拘置支所	［同上］	［同上］
釧路刑務支所　仙台拘置支所		
福島刑務支所　宇都宮拘置支所		